

令和5年度 社会福祉法人大津市社会福祉事業団
施設管理運営コンサルティング業務におけるプロポーザル実施要領

1. 業務の名称

社会福祉法人大津市社会福祉事業団施設管理運営コンサルティング業務

2. 業務の目的

本業務は、対象施設における管理運営及び収支の改善に資し、設置目的等を踏まえた効果的・効率的な施設管理運営を図ることを目的とする。

本要領は、「社会福祉法人大津市社会福祉事業団施設管理運営コンサルティング業務」に係る事業者選定に当たり、プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定める。

3. 業務の内容

社会福祉法人大津市社会福祉事業団施設管理運営コンサルタント業務仕様書（以下「仕様書」という。）における概要のとおり。

4. 対象施設

- ①特別養護老人ホーム榛原の里（大津市真野普門三丁目 1120 番地）
- ②老人福祉センター
 - ・大津市立北老人福祉センター（大津市今堅田二丁目 4 番 1 号）
 - ・大津市立南老人福祉センター（大津市南郷一丁目 1 4 番 3 0 号）
 - ・大津市立東老人福祉センター（大津市玉野浦 6-3 3）
- ③デイサービスセンター
 - ・大津市立木戸デイサービスセンター（大津市木戸 7 0 9）
 - ・唐崎デイサービスセンター（大津市唐崎三丁目 1 7 番 3 5 号）
 - ・晴嵐デイサービスセンター（大津市北大路一丁目 9 番 2 号）
 - ・特別養護老人ホーム榛原の里デイサービス（大津市真野普門三丁目 1120 番地）

5. 会議の開催場所

前項の①については、同所での開催を基本とする。

また、前項の②及び③については明日都浜大津ふれあいプラザ（大津市浜大津四丁目 1 番 1 号）での開催を基本とする。

6. 契約期間

令和5年7月1日から令和6年3月31日まで

7. 委託業者の選考方法

指名型プロポーザル方式とする。

※社会福祉法人の業務委託契約については、価格のみで決定する一般競争入札・指名競争入

札が原則であるが、本業務は契約の性質又は目的が競争入札に適さないと判断し、総合的に比較検討し事業者を選定するプロポーザル方式とした。

8. 参加資格要件

委託期間中、効果的効率的かつ円滑に業務を遂行できる事業者であることが必要なため、次のいずれにも該当することを要件とする。

- (1) 法令の規定に基づく許可、認可、登録、免許を受けていること。
- (2) 社会福祉法人における運営・経営改善について実績があること。
- (3) 消費税及び地方消費税、都道府県・市町村民税に滞納がないこと。
- (4) 行政庁・自治体から指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (6) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (7) 役員等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 暴力団または暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (9) 役員等が自己または自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどがないこと。
- (10) 役員等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持または運営に協力し、または関与していないこと。

9. 担当課

社会福祉法人 大津市社会福祉事業団 企画事業課

〒520-8530 滋賀県大津市浜大津四丁目1番1号 明日都浜大津5階

【担当】池田 文廉

電話：077-527-9552 FAX：077-521-0787

メールアドレス：honbu@jigyoudan-otsu.jp

10. プロポーザル参加に係る手続きに関する事項

- (1) 実施要領等の配布
 - ア 配布日時 令和5年5月19日（金）（ホームページ公開後）
 - イ 配布方法 郵送
- (2) 本業務及びプロポーザルに関する質問の受付及び回答

本業務またはプロポーザルに関する質問がある場合は、次により受け付けるものとする。

- ア 受付期間 令和5年5月26日（金）午後5時まで
- イ 提出先 「9 担当課」に同じ。
- ウ 提出方法 「質問書」に内容を記入のうえ、メールまたはFAXで提出するものとする。
- エ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめて、令和5年6月1日（木）までに、メールにて質問者あて連絡する。

（3）参加届出書類の提出

参加者は、下記の提出受付期間内に必要書類を添えて「9 担当課」に持参または郵送により提出し、参加資格の確認を受けなければならない。

- ア 提出受付期間 令和5年6月1日（木）から令和5年6月6日（火）
午後5時まで

イ 提出書類

様式1-1 プロポーザル参加申込書

様式1-2 会社概要及び過去の主な受注等実績（パンフレット等でも可）

※共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ提出すること。

ウ 確認結果

参加資格の確認結果は、令和5年6月8日（木）までにメールにより通知する。

エ 留意事項

- ・上記書類を提出期限までに提出しなかった者または参加資格が認められなかった者は、プロポーザルに参加することができないものとする。
- ・参加届出書類に虚偽の記載が判明した場合には、参加資格を取り消すとともに、当該参加者の提案を無効とする。
- ・参加者は、下記「10 受託候補者の選考方法等」に記載のプロポーザルの実施日までに「7 参加資格要件」に該当しなくなったときは、参加資格を取り消すものとする。

（4）参加が認められなかった者に対する説明

参加資格を確認した結果、参加資格が認められなかった者は、社会福祉法人 大津市社会福祉事業団 理事長に対して、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

- ア 提出期限 令和5年6月12日（月）午後5時まで

イ 提出先 「9 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送による。

（持参の場合は、午前9時から午後5時までの間とする。）

- エ 回 答 社会福祉法人 大津市社会福祉事業団は、説明を求めた者に対して、令和5年6月15（木）までに、郵送により書面でその理由を回答する。

（5）業務提案書等の提出

- ア 提出期間 令和5年6月12日（月）から令和5年6月16日（金）まで

イ 提出先 「9 担当課」に同じ。

ウ 提出方法 持参または郵送による。

- ・持参の場合は、午前9時から午後5時までの間に直接提出すること（ただし、土・日曜日を除く）。
- ・郵送の場合は、配達証明付書留郵便にて期日までに必着のこと。

エ 提出書類

次の書類を各5部（原本1部、写し4部）提出すること。なお、社会福祉法人 大津市社会福祉事業団が必要と認める場合は、追加資料の提出を求める場合がある。また共同での参加の場合、(ウ)及び(カ)～(ク)については、構成団体分も提出すること。

また、参考見積書は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるから免税事業者であるかを問わず、見積もった金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を記載すること。

(ア) 社会福祉法人大津市社会福祉事業団施設管理運営改善コンサルティング業務 業務提案書

(イ) 業務従事予定者一覧（様式2）

(ウ) 組織等に関する調書（様式3）

(エ) 業務実績（様式4）

(オ) 参考見積書（様式5）

(カ) 定款または会則及び最新の総会議事録

(キ) 直近の事業年度の事業内容及び収支内容がわかる書類

(ク) 現在の事業年度の事業計画書及び収支予算書

(ケ) その他参考となる事項（任意）

※(ア)については、貴社で作成された様式での提出とする

※**自社作成のパンフレットに(ウ)～(エ)の内容が含まれている場合は、パンフレットを提出することで、対象となる様式の提出を省略することができる**

(6) 業務提案の無効

参加届出書類の確認の結果、参加資格が認められなかった者の業務提案または次のいずれかに該当する業務提案は、無効とする。

(ア) 提出期限を過ぎて提出された提案

(イ) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案

(ウ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

(エ) その他本実施要領に違反した提案

(7) プロポーザルへの不参加

(ア) 参加届出書類の確認の結果、参加資格を有すると認められた者が「10 受託候補者の選定方法等」に定めるプレゼンテーション審査に参加しない場合は、プレゼンテーション審査実施日の前日までに、「様式1-3 プロポーザル参

加辞退届」を「9 担当課」まで持参または郵送により提出すること。

- (イ) (ア)によりプロポーザルに参加しなかった者は、これを理由として、以降、社会福祉法人大津市社会福祉事業団が実施する他の企画競争等について不利益な取扱いを受けることはない。

(8) 留意事項

- ・参加者1者につき1提案とする。
- ・業務提案書等は、提出後の書換え、引換え、撤回または再提出を認めない。また、提出された業務提案書等は返却しない。

1.1. 受託候補者の選定方法等

(1) プレゼンテーション審査の開催

令和5年6月21日(水)午前(予定)

※業務提案者によるプレゼンテーションの順番は、業務提案書の受付順とする。

※プレゼンテーションの時間は、1者あたり30分(説明20分、質疑応答10分)とする。ただし、都合により、1者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。

※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、書面のみによる審査とし、プレゼンテーションを実施しない場合がある。その際には、事前に書面で通知する。

(2) 受託候補者の内定

ア 審査結果は、受託候補者を内定後、速やかに参加者に文書で通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

イ 審査結果は、大津市社会福祉事業団のホームページへの掲載その他適宜の方法により公表する。

(3) スケジュール

実施要領及び仕様書送付	5月19日(金)
質問受付	5月26日(金)
質問回答	6月1日(木)
プロポーザル参加申込み	6月1日(木)～6月6日(火)
業務提案書等提出期間	6月12日(月)～6月16日(金)
プロポーザル当日	6月21日(水)
選考結果通知	6月22日(木)
契約開始	7月1日(土)

1.2. その他事項

- (1) 費用の負担 プロポーザル参加に要する経費は、参加者の負担とする。
- (2) 手続の停止又は契約の解除に係る費用補償手続の停止または契約の解除があった場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。

(3) その他

ア 参加者は、参加届出書類の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものと
する。

イ 提出書類は、必要に応じて複写を行う。使用は業者選定の検討に限る。

13. 受託候補者決定後の契約事務について

内定した受託候補者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、見積書を提出することとする。仕様書の内容は、受託候補者から提案された内容が基本となり、受託候補者と社会福祉法人大津市社会福祉事業団との協議により決定するため、提案内容が反映されない場合がある。

なお、内定した受託候補者と社会福祉法人大津市社会福祉事業団との協議が整わなかった場合は、審査結果において、その総合得点が次に高い参加者と協議を行う。

また、契約を締結するまでの間に、著しく不相当と認められる事業が生じた時は、契約を締結しないことがある。

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約となった場合の委託料の支払い方法

精算払いとする。

(3) 契約の解除

天災地変その他の事情により委託業務の継続が困難と判断したときまたは受託者による委託業務の実施が適当でないと認めるときは、契約の全部または一部を解除することがある。

14. 公正なプロポーザル実施の確保

(1) 参加者は、私的独占の禁止及び構成取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) 参加者は、プロポーザルに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に業務提案書を作成しなければならない。

(3) 参加者は、協定候補者の選定前に、他の参加者に対し業務提案書を意図的に開示してはならない。

(4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。